

第 3 1 号議案

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの職員の配置基準等について規定を整備する必要がある。

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年中野区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第3条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。